

令和元年 7 月 4 日  
東北電力株式会社

女川原子力発電所 2 号炉 指摘事項に対する回答一覧表  
(保安電源設備)

No.	分類	項目	審査 会合日	回答
1	指摘 事項	女川地点で「送電用支持物設計標準」の値以上の風速(約 40m/s 以上)を記録した実績の有無を確認すること。	H30. 3. 29	女川原子力発電所に接続する送電線等の経過地周辺における過去の気象データから「送電用支持物設計標準」で考慮すべき風速を超えた実績はないことを確認した。 (資料 1 - 3 - 2 にて回答)
2	指摘 事項	外部電源喪失時の燃料確保に関し、非常用及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の記載を適正化すること。	H30. 3. 29	異常な過渡変化時又は設計基準事故時に、軽油タンクの単一故障を想定しても必要な機能を維持できる設計としている。 (資料 1 - 3 - 2 にて回答)
3	指摘 事項	設置許可基準規則第 33 条第 7 項の解釈「非常用ディーゼル発電機等の燃料を貯蔵する設備(耐震重要度分類 S クラス)は、7 日分の連続運転に必要な容量以上を敷地内に貯蔵できるものであること」に対する適合性について、考え方を整理して提示すること。	R1. 5. 30	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用の軽油タンクを追加設置することで、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む)1 台を 7 日間以上連続運転できる容量を各系列で有し、相互の軽油タンクを連結配管で接続することで、軽油タンクの単一故障に対しても必要な機能を維持できる設計とする。 (資料 1 - 2 - 2 にて回答)